

障害者差別解消支援地域協議会の位置づけについて

1 障害者差別解消支援地域協議会について

平成 28 年 4 月 1 日より「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別（以下、「差別」という。）の解消を推進することが求められている。差別に関する相談及び相談事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会（以下、地域協議会という。）」を組織することができることとなっている。（「同法第 17 条」より）

地域協議会には、地域における差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークとしての役割が期待される。具体的には、相談窓口となる機関から、その内容に応じて、専門的な助言が可能な機関や行政措置の権限を有する機関に対して情報を発信・共有する。

本市においても、地域協議会の設置に向けて、差別に関する相談事例を収集するとともに、将来的な地域協議会のあり方について協議・検討する必要がある。

2 今後の取組について

(1) 地域協議会の設置に向けた協議・検討

地域協議会の役割や権限、メンバー構成、連携体制のあり方等の設置に向けて必要な事項について、他都市の状況や相談事例を踏まえて、自立支援協議会 権利擁護・虐待防止部会（以下、「部会」という。）で協議・検討していく。

地域協議会の運営については、「障がい者本人等の参画について配慮するとともに、性別・年齢・障がい種別を考慮することが望ましい」ため、部会の開催に際しては、取り上げる内容によって、障がい者本人等に参加を依頼する等配慮する。

(2) 差別に関する相談事例の収集・共有・検証

相談支援事業所及び相談窓口となるその他の関係機関に差別に関する相談があった場合は、市が情報を集約することとする。

また、相談事例については部会で情報共有を図っていく。

3 その他

地域協議会の設置については、部会での協議・検討を通じて素案を作成し、自立支援協議会から施策推進協議会に提案する。

障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針（概要）

1 地域協議会を組織する趣旨

○地域協議会の事務の例

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ② 関係機関等が対応した相談事例の共有
- ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
- ④ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ⑤ 構成機関等におけるあせん・調整等による紛争解決の後押し
- ⑥ 障害特性の理解のための研修・啓発、取組の周知・発信

○対象となる障害者差別に係る事案

- ・一般私人による事案は対象外
- ・環境整備に関する相談や、制度等の運用に関する相談は対象とし、改善に向けた検討等の取組につなげていくことが考えられる

想定される地域協議会の構成機関等

| | | |
|-----------|--|---|
| 行政 | 法務局、労働局や運輸支局などの国 地方出先機関 等 | 法務局、公共職業安定所（ハロー ワーク）等 |
| 教育 | 障害者施策主管部局、都道府県福祉 事務所、保健所、精神保健福祉セン ター、都道府県消費生活センター、教 育委員会、学校、都道府県警 等 | 障害者施策主管部局、人権主管部 局、福祉事務所、保健センター、市 町村消費生活センター、教育委員会、 学校、警察署、消防本部 等 |
| 福祉等 | 障害者団体、家族会 等 | 障害者団体、家族会 等 |
| 医療・ 保健 | 校長会、PTA連合会 等 | 校長会、PTA会長 等 |
| 事業者 | 都道府県社会福祉協議会、民生・児童 委員協議会、福祉専門職等団体、社会 福祉施設等団体、障害者就業、生活支 援センター 等 | 市町村社会福祉協議会、相談支援 事業者（基幹相談支援センター、市 町村障害者相談支援事業者）、民 生・児童委員 等 |
| 関係 機関 | 医師会（医師）、歯科医師会（歯科医 師）、看護協会（保健師、看護師）、医療 機関、病院団体 等 | 医師、歯科医師、保健師、看護師 等 |
| その他 | 商工会議所、経営者協会、公共交通機 関、事業者 等 | 商工会議所、公共交通機関、事業 者 等 |
| | 弁護士会（弁護士）、司法書士会、人権 擁護委員連合会（人権擁護委員）等 | 弁護士、司法書士、行政書士、人権 擁護委員 等 |
| | 学識経験者、新聞社、放送局 等 | 学識経験者、自治会 等 |

2 地域協議会の基本的な仕組み

- 地域協議会の組織 ※条例を根拠とする必要はなく、名称も任意
・地域協議会を組織するに当たっては、地方公共団体（都道府県、
市町村、特別区、一部事務組合、広域連合等）が主導して組織
（複数の地方公共団体が事実上共同で組織することも可能）
※組織する際は、名称・構成員について適切な方法により公表する必要
・新たに地域協議会を組織するか、既存の協議会を地域協議会として
位置付けるかは、各地方公共団体の判断

○運営方法

- ・お互いに「顔」の見える関係を築くことから始めることが望ましい
- ・代表者会議と実務者会議を別途設けることも考えられる

3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会

○都道府県の地域協議会に期待される役割

- ① 事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ② 地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- ③ 市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議

- ④ 国の出先機関（都道府県単位又はブロック単位）との連絡調整
- ⑤ 広域展開する事業者、事業者団体、職能団体等への協力要請
- ⑥ 市町村から寄せられた相談事例・取組事例等の集積・分析
- ⑦ 広域実施が効果的な周知・啓発活動の企画立案、実施等の協議

○市町村の地域協議会に期待される役割

- ① 事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ② 事案の解決を後押しするための協議
- ③ 事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会(続き)

○都道府県地域協議会と市町村地域協議会の関係

- ①地域協議会を組織している市町村と都道府県との関係
 - ・広域にわたる課題や市町村の地域協議会の構成機関等の権限に属さない事項については、都道府県の地域協議会に情報提供、協力、オブザーバー参加等を求めることが考えられる
- ②地域協議会を組織していない市町村と都道府県との関係
 - ・未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の地域協議会が扱うことが考えられる(市町村はオブザーバー参加)

※政令指定都市の場合は、都道府県・市町村いずれの機能も有する地域協議会を設置することが想定される

4 地域協議会の事務局

○役割

- ・地域協議会の事務局は、運営の中核として地域の障害者差別の事案を取り巻く状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うこと

① 地域協議会に関する事務の総括

② 取組の実施状況の進行管理

③ 取組の実施に係る関係機関等との連絡調整

○想定される部署

- ・各地方公共団体の障害福祉担当部署が一般的に想定されるが、具体的にどの部署を事務局とするかは各地方公共団体の判断

○その他の機能

- ・権限を有する他の機関になごコーディネーター機能も望まれる

※当該機能を専門に担う相談員を別途配置するかは各地方公共団体の判断

5 相談及び紛争の防止等のための体制

○役割

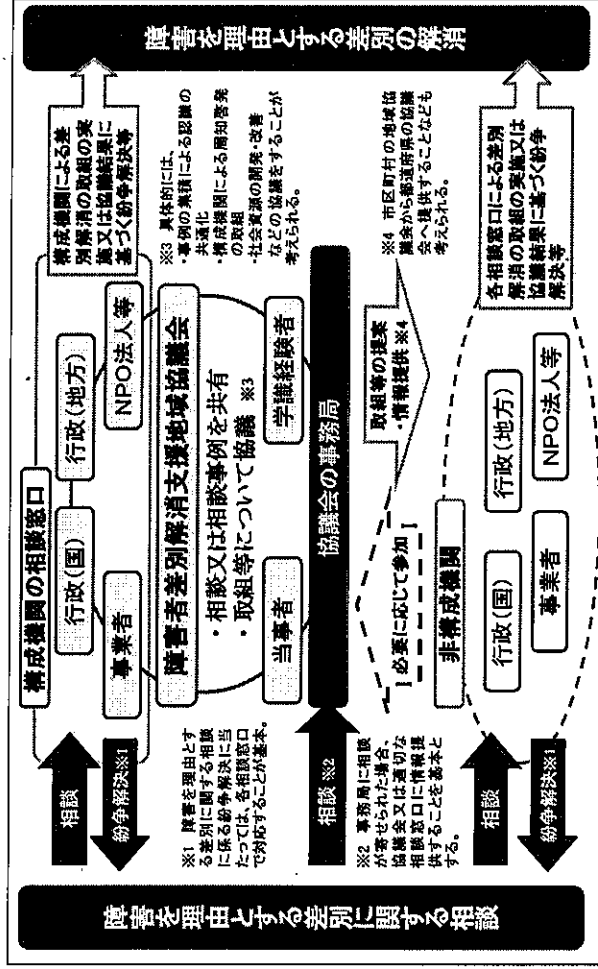
以下の取組を通じ、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備

- ① 障害者差別に関する相談窓口の明確化
 - ② 相談や紛争解決に対応する職員の業務の明確化・専門性の向上
- #### ○地域協議会への情報提供が望まれる事案
- ① 地域内に他の適切な機関がない事案
 - ② 複数の機関による連携が必要と思われる事案
 - ③ 紛争の解決に至った事案

④ 本人は障害者差別と認識していないが困難を抱えている事案

※情報提供に当たっては、本人の同意を得ること、又は個人情報や秘密に係る情報を特定できない範囲で提供を行うことが求められる

障害者差別に関する相談の流れイメージ



6 秘密保持義務

- ・秘密保持義務により、安心して相談できる環境を整備するとともに、地域協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保
- ・個人情報を取り扱う際は、本人の同意を得るなどの手続を経るとともに、秘密が守られることを相談者に示すことが必要

障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き (概要)

1 障害者差別解消支援地域協議会はなぜ必要なのですか？

障害者にとって身近な地域において主体的な取組があることが重要

- ◆ 行政機関の相談窓口へ障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆ 相談等を受けける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

【地域協議会を組織するメリット】

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の仕事負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる(法第17条)

2 地域協議会は何をするのですか？

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事業の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における幹旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

(1) 組織形態:

特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に地域協議会の機能を付加する方法もある。※組織する際は、地域協議会の名称・構成員について適切な方法により公表する必要

(2) 会議の運営:

まずは関係機関が一堂に集まり、お互い「顔」の見える関係を築くことが大切。効率的な会議のため分担も考えられる。Ex. 代表者会議の下に実務者会議を置く。
 (3) メンバー構成: 設置主体や区域の広さなどによって異なる。(参考: 下表)
 (4) 事務局: 障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。
 Ex. 地域協議会に関する事務の総括、各種取組に関する実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整

(5) 都道府県と市町村の違い: 組織単位でその特性を活かして業務を実施。

| | | |
|-----------|-----------------|--------------|
| 住民に身近な市町村 | 中間的位置づけの複数市町村連携 | 広域自治体である都道府県 |
|-----------|-----------------|--------------|

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

各相談窓口: 一次的な受け皿 地域協議会: 共有・協議の場
 相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

5 守秘義務

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)
 → 積極的な意見交換や連携の推進を担保。

6 参考資料: 関係条文等

【別添】モデル事業実施自治体の事例集

| 分野 | 都道府県 | 国・機関 |
|-------------|---|--|
| 行政 | 法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等 | 法務局、公共職業安定所(ハローワーク) 等 |
| | 障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等 | 障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等 |
| | 障害者団体、家族会 等 | 障害者団体、家族会 等 |
| 関係機関 団体等 | 校長会、PTA連合会 等 | 校長会、PTA連合会 等 |
| | 都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等 | 市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター)、市町村障害者相談支援事業者)、社会福祉施設、民生・児童委員 等 |
| | 医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体 等 | 医師、歯科医師、保健師、看護師 等 |
| その他 | 商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等 | 商工会議所、公共交通機関、事業者 等 |
| | 弁護士会(弁護士)、司法書士会、人権擁護委員連合会(人権擁護委員) 等 | 弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等 |
| | 学識経験者、新聞社、放送局 等 | 学識経験者、自治会 等 |